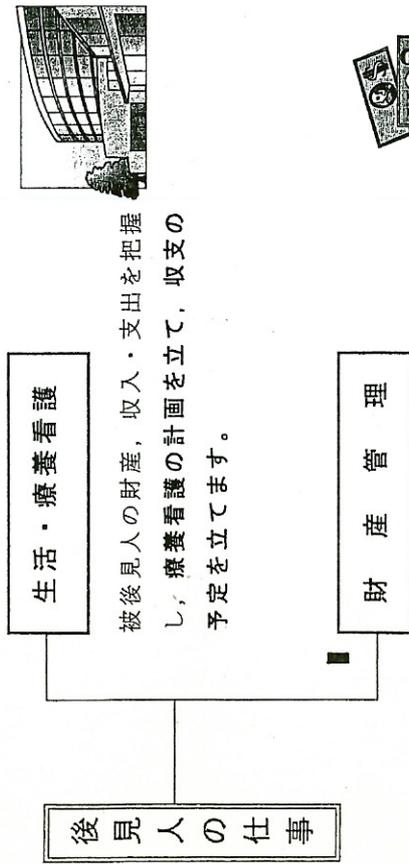


成年後見人の仕事と責任について



生活・療養看護

被後見人の財産、収入・支出を把握し、療養看護の計画を立て、収支の予定を立てます。

財産管理

- (1) 被後見人の財産を管理します。
- (2) 被後見人の財産に関する法律行為についての代理権を行使します。
- (3) 被後見人の行った法律行為の取消権を行使します。

財産管理

- (1) 成年後見人選任の審判後、1か月以内に被後見人の財産を調査し、財産目録を作成して、家庭裁判所に送付します。
- (2) 被後見人の財産を、後見人や第三者の財産と混同してはいけません。また、被後見人名義の財産を後見人名義とすることはできません。
- (3) 被後見人の財産から支出できるものは、基本的には、被後見人の生活・療養看護に関する費用です。
- (4) 被後見人の収入、支出について、金銭出納帳を付け、領収書等の資料を保管します。
- (5) 被後見人居住用の不動産について、売却、賃貸、質貸、質貸借の解除、抵当権の設定などの処分をする場合には、家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをする必要があります。
- (6) 後見人と被後見人が、同時に遺産分割や質貸借の当事者になるなど利益が相反するときは、家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをする必要があります。

後見人の任務の終了

後見人の辞任、解任、後見開始の審判の取消し、被後見人の死亡、などにより任務は終了します。そのときは後見人として行って行った被後見人の財産管理の計算を家庭裁判所に報告します。

後見人の報酬付与

後見人への報酬は、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てをする必要があります。被後見人の財産から勝手に差し引くことはできません。

家庭裁判所の後見監督

家庭裁判所は、定期的に、あるいは随時、後見の事務に関する報告を求めたり、調査をします（「後見監督」といいます。）ので、後見人は日ごろからそれに備えておいていただくことになります。

また、被後見人の生活状況の大きな変動（入院、転居等）、大きな財産処分、高額な物品購入、遺産分割等がある場合は、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることになります。

後見人の責任

後見人としてふさわしくないと裁判所が判断したときは、辞めていただくことがあります。

被後見人の財産に損害が発生した場合は、賠償を求められることがあります。

